

福岡県医発第1022号(保)

平成16年 9月10日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師
会長 竹 嶋



ザジテン点眼液UD0.05%の取扱いについて

「ザジテン点眼液UD0.05%」につきましては、平成16年7月9日付厚生労働省告示第280号により薬価基準の別表に第11部追補(7)として収載されております(平成16年7月30日付け福岡県医発第792号(保)としてご連絡済み)が、今般、当該医薬品に関して、保険適用上の取扱いが示されました旨別紙のとおり日本医師会より通知がありました。

「ザジテン点眼液UD0.05%」は、二次感染防止のための保存剤を含有しない使い捨て無菌ディスポーザブルタイプ製剤であり、この点で同一成分である「ザジテン点眼液」とは異なるため、当該医薬品の保険適用上の取扱いが「本製剤は、塩化ベンザルコニウムに対し過敏症の患者またはその疑いのある患者に使用した場合に限り算定するものであること」と示されたものであります。

つきましては、今回の改正の内容につきまして、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌9月15日号に掲載を予定されています。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明



日医発第 617 号 (保 76)
平成 16 年 9 月 2 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
植松 治 雄



ザジテン点眼液UD 0.05%の取扱いについて

「ザジテン点眼液UD 0.05%」については、平成 16 年 7 月 9 日付厚生労働省告示第 280 号により薬価基準の別表に第 11 部追補(7)として収載されております(平成 16 年 7 月 16 日付日医発第 393 号(保 54)としてご連絡済み)が、今般、当該医薬品に関して、保険適用上の取扱いが示されました。

「ザジテン点眼液UD 0.05%」は、二次感染防止のための保存剤を含有しない使い捨て無菌ディスポーザブルタイプの製剤であり、この点で同一成分である「ザジテン点眼液」とは異なるため、当該医薬品の保険適用上の取扱いが「本製剤は、塩化ベンザルコニウムに対し過敏症の患者またはその疑いのある患者に使用した場合に限り算定するものであること」と示されたものであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 9 月 15 日号に掲載を予定しております

(添付資料)

1. ザジテン点眼液UD 0.05%の取扱いについて

(平 16. 8. 20 保医発第 0820001 号厚生労働省保険局医療課長通知)





保医発第0820001号
平成16年8月20日

地方社会保険事務局長 殿
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長 殿
都道府県老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長

ザジテン点眼液UD 0.05%の取扱いについて

「ザジテン点眼液UD 0.05%」については、平成16年7月9日付け厚生労働省告示280号により「使用薬剤の薬価(薬価基準)」(平成16年厚生労働省告示第85号)に追加収載されたところである。本製剤については、同一の有効成分である「ザジテン点眼液」とは、二次汚染防止のための保存剤を含有しない使い捨て無菌ディスポーザブルタイプの製剤であるという点で異なるため、保険適用上の取扱いを下記のとおりとするので、関係者に対し周知徹底を図られたく通知する。

記

本製剤は、塩化ベンザルコニウムに対し過敏症の患者又はその疑いのある患者に使用した場合に限り算定するものであること。